

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術について

〈症例数は2024年1月1日～2024年12月31日の1年間に当院で実施した手術の件数〉

手術の区分・項目			症例数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	2
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	110
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	4
	イ	水頭症手術等	25
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	2
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	3
	キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	13
区分3	ア	上顎骨形成術等	8
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	2
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種腎移植術等	0
区分4		胸腔鏡・腹腔鏡を用いるもの	327
その他の区分	ア	人工関節置換術	24
	イ	乳児外科施設基準対象手術	3
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	61
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	101
	オ	経皮的冠動脈形成術	145
		急性心筋梗塞に対するもの（再掲）	22
		不安定狭心症に対するもの（再掲）	10
		その他のもの（再掲）	52
		特殊カテーテルによるもの（再掲）	61
	オ	経皮的冠動脈ステント留置術	278
		急性心筋梗塞に対するもの（再掲）	22
		不安定狭心症に対するもの（再掲）	54
		その他のもの（再掲）	202